

留辺薬町告示第 49 号

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第6条の規定により「留辺薬町外2町一般廃棄物最終処分場整備及び運営事業」を特定事業として選定したので、同法第8条の規定により、別紙のとおり特定事業の選定に係る評価の結果及び内容を公表する。

平成13年10月19日

留辺薬町長 南川 健次郎

(別紙)

## 特定事業の選定に係る評価の結果及び内容

### 第1 評価の結果

留辺蘂町外2町一般廃棄物最終処分場整備及び運営事業(以下「本事業」という。)を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)に基づく事業(以下「PFI事業」という。)として実施することにより、置戸町、訓子府町及び留辺蘂町(以下「3町」という。)が直接実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた3町の財政負担額を約9%縮減することが期待できるとともに、公共サービスの水準の向上を期待することができる。

上記の評価を踏まえ、本事業をPFI事業として実施することが適当であると認められるため、PFI法に基づく特定事業として選定する。

### 第2 評価の内容

#### 1 評価方法

(1) 本事業をPFI事業として実施することにより、事業期間を通じた3町の財政負担の縮減を期待できること、又は3町の財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上を期待できることを選定の基準とした。

(2) 3町の財政負担の見込額の算定に当たっては、特定事業を実施する民間事業者(以下「事業者」という。)からの税収その他の収入等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行った。

(3) 上記の財政負担の算定に加えて、本事業をPFI事業として実施する場合における公共サービスの水準について、定性的な評価を行った。

## 2 3町の財政負担額算定の前提条件

本事業を3町が直接実施する場合及びPFI事業として実施する場合の財政負担額の算定に当たり設定した主な前提条件は次の表のとおりである。

3町の財政負担額算定の前提条件

	3町が直接 実施する場合	PFI事業として 実施する場合
財政負担額の 主な内訳	施設整備費 中間投資 運営費 地方債の返済に要する費用	委託料（設計・建設） 委託料（運営・維持管理） モニタリング費用 事業者からの税収（町税） を調整
共通の条件	事業期間 19年間（工事期間2年，埋立15年，管理2年） 施設規模 廃棄物埋立容量 約71,000m <sup>3</sup> 割引率 4%	
資金調達 に関する事項	一般財源 起債 国庫補助	出資金 銀行借入金 国庫補助
設計費・建設費 に関する事項	3町が実施した基本設計において設定	3町が直接実施する場合に比べ一定割合の縮減が実現するものとして設定
維持管理費・運営費 に関する事項	3町が実施した基本設計において設定	3町が直接実施する場合に比べて，一定割合の縮減が実現するものとして設定

## 3 財政負担額の比較

上記前提条件に基づき，3町が直接実施する場合とPFI事業として実施する場合の財政負担額を比較すると次の表のとおりとなる。（数値は割引率を用い，現在価値化したものである。）

3町の財政負担額の比較

項 目	金額（現在価値）	割合
3町が直接事業を実施する場合の財政負担額	1,537百万円	100
PFI事業として実施する場合の財政負担額	1,401百万円	91
財政負担額の軽減	136百万円	9

#### 4 公共サービスの水準の評価

公共サービスの水準については，事業者のノウハウを活かした施設形態，埋立方法の提案により，自然環境への負荷軽減に寄与することが期待できる。